

## 粉砕機の貸借要領

### 1. 目的

一般社団法人八千代観光賑わいセンター(以下管理人と称す)が所有する粉砕機(以下機械と称す)は里山など自然環境を整備、保全する八千代市市民活動団体(以下使用人)が木質系を粉砕するための機械で、適正に貸借されることを目的とする。

### 2. 機械の種類

(1) メーカー：株式会社丸山製作所

(2) 代理店：小林商会

住所：八千代市大和田新田169-20

電話：047-450-8374

(3) 名称・規格：チップーシュレッダーHNJ-132B-1

### 3. 管理人の責任者

(1) 氏名：金室 彰

(2) 住所：八千代市大和田新田931-1

(3) 電話：090-3235-5821

(4) メール：[kyoei0291-tanaka@kvd.biglobe.ne.jp](mailto:kyoei0291-tanaka@kvd.biglobe.ne.jp)

### 4. 機械の保管場所

管理人の指定場所とする。

### 5. 使用人

八千代市内の里山など自然環境を整備・保全する市民活動団体とし、八千代市市民活動団体サポートセンターに登録する団体とする。

### 6. 使用申込み

(1) 使用人は使用予定の1週間前までに管理人に使用の可否を確認する。

(2) 使用可能であれば「借用申込書」(別紙)を管理人に提出する。

### 7. 使用規約

(1) 使用期間は1か月以内とし、延長も可能とする。

(2) 機械の納入、返却は土曜日または日曜日とし、管理人が行う。

ただし、管理人と協議のうえ、使用人の運送も可とする。

(3) 機械の納入、返却には使用人が立会うこととする。

(4) 使用人は取扱説明書の安全管理を順守して作業することとする。

(5) 使用中に機械の異常が発生した場合は速やかに管理人に連絡する。また、必要により小林商会に連絡する。

(6) 作業終了後は清掃、点検整備し、返却時には燃料を満タンにする。

## 8. 安全運転・管理技術の習得と事故責任

- (1) 使用する団体には粉砕機の責任者を設置し、機械の安全運転、管理技術を習得するための講習を随時開催する。
- (2) 機械の使用中に万が一発生した事故は使用人が責任を負う。

## 9. 機械使用料

- (1) 機械の使用料は1回2,000円とする。
- (2) 機械の運送費は借用人が運送する場合を除き、1回(納入・返却)1,000円とする。
- (3) 機械の使用料、運送費は前払いとし、「使用申込み」に添えて管理人に支払う。
- (4) 使用中の操作不手際による補修経費は借用人の負担とする。
- (5) 燃料費は借用人負担とし、満タンにして返却する。

## 10. 要領の補充、改定

この要領に定めない事項は管理人、借用人協議のうえ取り決めることとし、借用人が機械を利用しやすいことを基本にして改定する。

制定：2017年4月1日

一般社団法人八千代観光賑わいセンター